

70歳以上*

平成29年8月から 高額療養費の上限額が 変更になります

*65歳～70歳で障害認定を受けた後期高齢者医療保険加入者を含みます

医療費が高額になり、決められたひと月ごとの上限額を超えた場合に、その上限額を超えて支払った分の払い戻しを受けることができる高額療養費制度。その上限額が8月から変わります。
なお、医療機関で直接支払う金額に係る窓口負担割合の見直しはありません。



すべての人が安心して 医療を受けられる社会であるために。 後期高齢者医療・高額療養費の制度改革

限度額の一覧

所得区分	自己負担限度額(月額)		
	外来限度額 (個人単位)	外来+入院限度額 (世帯単位)	多数該当の場合
現役並み所得者 (窓口負担3割の人)	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	* [区分Ⅰ] 15,000円 [区分Ⅱ] 24,600円	

* 区分Ⅰ…年金収入80万円以下などの住民税非課税世帯
区分Ⅱ…住民税非課税世帯

※多数該当とは…
同じ世帯で過去12カ月以内に3回以上高額療養費の支給があったときの4回目以降の限度額です。

・医療機関ごとに計算されます(入院と外来は別計算)。
・入院中の食事代や保険診療の対象とならない差額ベッド料などは除きます。

■市民保険課 ☎57-8506

平成29年度分から 75歳以上 医療保険料の軽減率が 変更になりました

75歳以上の方の保険料は所得割(年収に応じて納めていただく部分)と、均等割(全員に収めていただく部分)で金額が決まります。いずれも下記に該当する方は今年度から特例の軽減率が変更されました。



大切なお知らせです

所得割が変更… 2割軽減

対象…年収が約153万円～約211万円の方
(均等割の定額部分は変わりません)

均等割が変更… 7割軽減

対象…元被扶養者で特定の要件に該当する方

- 元被扶養者…後期高齢者医療保険に加入する前日の時点で、家族の健康保険で被扶養者だった方
- 特定の要件の例…
(例1)年金収入が168万円を超える単身者。
(例2)どちらかの年金収入が168万円を超える75歳以上の夫婦2人世帯など

引き落とし額が変わるのは10月から

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。

なぜ見直しが必要なの?

- 医療保険料…75歳以上の方が軽減されていることにより、若者世代が高い保険料を納めています。
- 医療費の上限額…同じ年収であっても高齢者の方が若者世代より低く設定されています。

これらのことから、医療費が高くなる高齢者と若者の世代間の公平を図るため、負担能力がある高齢者の方に負担をお願いするように制度改正されました。皆さまご理解くださいますようお願いいたします。

! どの適用区分に該当しているかは、被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証で確認できます。



問い合わせ先

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合など…加入している医療保険者へお問い合わせください
- 国民健康保険加入者…市民保険課
- 後期高齢者医療制度加入者…高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088-821-4526